

大阪労働局長 様  
大阪地方最低審議会 委員各位

## 最低賃金の大幅引き上げを求める申し入れ

2026年2月20日

関西非正規春闘実行委員会

代表 井手窪 啓一（なかもユニオン）

コミュニティ・ユニオン関西ネットワーク

共同代表 笠井弘子（きょうとユニオン）

大橋直人（連帯ユニオン関西ゼネラル支部）

私たちは、関西の複数の労働組合で構成している関西非正規春闘実行委員会とコミュニティ・ユニオン関西ネットワークです。全国各地の労働団体と協力し、毎年のように最低賃金の大幅引き上げと非正規労働者の大幅賃上げを求めて行動を行っています。

この数年、最低賃金の引き上げ額は過去に較べると大きく、それに伴い非正規労働者の賃金もある程度上昇しており、私たちも一定の評価をしています。とはいえ、現今の物価高騰は、食料品や電気、ガス、ガソリンなど、生活維持に必須の部門で特に顕著であり、非正規労働者をはじめとする低所得層を直撃しています。その結果、依然として「健康で文化的な生活」を維持できる水準にはほど遠いのが現実です。

大阪府の最低賃金1, 177円は、フルタイムで働いても額面19万から20万円程度であり、税や社会保険料を差し引いた後のいわゆる「手取り」では16万から17万円前後となります。非正規労働者の賃金は、職種によるとはいえ、かなりの割合で最低賃金に張り付いているか、それをやや上回る程度でしかありません。単身者であればまだしも、子どもなど扶養家族がいれば、「ただ食べていくだけで精一杯」「何事もなく健康で過ごしている時には辛うじて生活が成り立つが、予期せぬトラブルがあれば直ちに破綻」という水準です。

最低賃金法は、その目的を、「賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もつて、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与すること」としています。しかし、上記の通り、現在の最低賃金は「労働者の生活の安定」に程遠いのが現状なのです。

最低賃金は「労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して」定めらるることとされていますが（最低賃金法第9条）、これまでは、「事業の賃金支払い能力」に過

大な配慮がされた結果、「労働者の生計費及び賃金」の現実が十分反映されてきませんでした。事業の賃金支払能力は、いわゆる“下請けイジメ”を厳しく取り締まるなど政府がコストの価格への転嫁を強力に促進し、中小企業や個人事業主に対する助成制度を新設・拡充することにより、底上げすることができます。また、国や自治体は賃上げのための様々な支援策を打ち出しており、岩手県などでは賃金の直接支援に乗り出しています。賃金支払能力はこれらの政策により担保できるはずですが。

私たちは、最低賃金をすみやかに「全国一律で時給1,500円以上に」することを求めています。時給1,500円とは、フルタイムで働いて「手取り20万円」程度であり、最低限と考えられます。石破前首相は、2020年代に最低賃金を1,500円にするという目標を掲げましたが、現在の全国平均は1,121円ですから、目標達成のためには今後毎年100円ほどの引き上げが必要です。労働行政だけでなくあらゆる政策をフル活用していただき、最低賃金の大幅引き上げを強く求めます。

#### 関西非正規春闘実行委員会

##### コミュニティ・ユニオン関西ネットワーク

なかまユニオン

全印総連・全国印刷関連合同ユニオン

自治労全国一般滋賀ユニオン

きょうとユニオン

北大阪ユニオン

サポートユニオン with YOU

北摂ユニオン

管理職ユニオン・関西

連帯ユニオン関西ゼネラル支部

なにわユニオン

ユニオンおおさか

せんしゅうユニオン

奈良ふれあいユニオン

#### 【連絡先】 なかまユニオン

〒534-0024 大阪市都島区東野田町 4-7-26

和光京橋ビル 304 号

TEL 06-6242-8130